

# ふれあい

編集発行  
社会福祉法人 宿毛市社会福祉協議会  
〒788-0012 宿毛市高砂4番56号  
電話 65-7665 FAX 65-7663

～ご存知ですか？～



## 民生委員・児童委員について



### 【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けたボランティアです！地域住民の身近な相談相手として暮らしの中の悩み事、心配ごとをお聞きし、必要な福祉サービスを受けられるよう行政や専門機関につなぐ役割を担っています。

現在、全国では約23万人、宿毛市では64人の委員が住民の相談のほか、高齢者の見守り、子育て支援など誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。



### 【主任児童委員】

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名し、児童に関することを専門に担当をしています。学校や児童相談所といった児童に関する機関と連携し、地域の児童福祉の向上に向けて活動をしています。

現在、全国では約2万1000人、宿毛市では5人の主任児童委員が活動しています。



## オレンジカフェ「はまゆう」5月のご案内

【日 時】令和3年5月18日（火）  
14:00～16:00  
（この時間帯の中で好きな時間にお越し下さい。）

【場 所】宿毛市総合社会福祉センター  
2階 視聴覚室

【参加費】100円（飲みもの、お菓子付）

【問合せ】あったかふれあいセンター「すくも」  
電話：65-7665

日々の介護や認知症等についての相談にも応じます。お気軽にお越しください。



オレンジカフェは、認知症の人と家族の会「はまゆう」の方々や、ボランティアの協力により開催しています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、滞在時間の短縮にご協力をお願いします。

### 介護経験のある家族会員がお待ちしています ※毎月第2火曜日に開催

悩み、嬉しかったこと、上手くいったことを語り合っ、ホッとする時間を過ごしませんか？

【日 時】令和3年5月11日（火）  
13:30～15:00

【場 所】宿毛市総合社会福祉センター 2階 小会議室

【問合せ先】「認知症の人と家族の会」

宿毛家族の会 はまゆう 代表 小島正子（66-0208）



### ～無料法律相談のご案内～

5月の無料法律相談は、次の通りです。

混雑を避けるため、予約制となっておりますのでご了承ください。



【日 時】令和3年5月21日（金） 13:00～15:00

【場 所】宿毛市高砂4番56号 宿毛市総合社会福祉センター

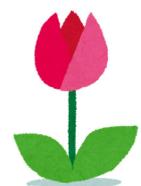
【相談員】青山法律事務所 青山高一 弁護士

【定 員】6名まで（要予約）

【ご予約・お問合せ】「ふれあい相談センター」宿毛市社会福祉協議会内

電話：65-7665 FAX：65-7663

※ご予約はお早めをお願いします。



## 認知症サポーター養成講座を受けた後の活動は？

認知症サポーター養成講座を受講した方のうち、「もう少し学びを深めたい」「自分ができる範囲で手助けできれば」などの意欲がある方と、定期的に認知症に関する勉強会を行っています。

現在は5名で、みんなで決めたテーマに関する座学の他、体験活動も行っています。

令和3年3月には「運転免許返納したら移動手段が困るねえ」との話題から、花ちゃんバスの体験乗車をしてきました。体験後には、認知症、高齢者の視点で、改善してほしいところについて市役所担当課へ意見を提案することもしました。

今後も活動を継続していく予定ですので、ともに活動していただける方を募集しています。

また、講座の名称も考え中ですので、アイデアも募集しております。

問い合わせ先：宿毛市地域包括支援センター 担当 中川

宿毛市高砂4番56号

電話(65)7665



## あったかふぁーむ（仮）準備中



次回に続く

# 日常生活自立支援事業のご案内

## ～日常生活自立支援事業は、どんなサービスがあるの？

福祉サービス利用の申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、貯金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

### 福祉サービス利用のお手伝い

福祉サービス利用に関する

情報の提供、  
相談



申込み、  
契約の代行 等

### お金の出し入れをお手伝い

- ・税金や公共料金の支払い手続き
- ・病院への医療費の支払い手続き
- ・貯金の出し入れや貯金の解約手続き 等



### 大切な通帳や証書などをお預かり

- ・保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類を貸金庫でお預かりします。

### 事務手続きをお手伝い

- ・住民票の届出に関する手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・クーリング・オフ制度等の利用手続き 等

日常生活自立支援事業のサービスを利用する際には、利用する方と一緒に支援計画をつくり、契約します。

また、支援計画に沿って定期的に訪問し生活状況を見守ります。



日常生活自立支援事業のサービス利用申込みは、  
随時行っておりますので、詳しくは、宿毛市社会福祉協議会  
(65-7665) までお問合せください。

※次回は、「どうやったら、利用できるの？利用料は？」

## フードバンクにご協力ありがとうございます。

旭食品(株)宿毛営業所様

大塚 美穂 様

国際ソロプチミスト幡多 様

(株)よりおか 様

